

2022年11月22日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2022 年 11 月 21 日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本書面」といいます。）を、2022 年 11 月 22 日に受領しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I 本請求をした株主

リ・ジェネレーション株式会社

(東京都港区芝 5-13-13 サダカタビル 5 F)

※上記株主（以下「請求人」といいます。）によれば、請求人は、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する株主であるとのことです。

II 本請求の内容

1. 株主総会の目的である事項

議題 1 取締役長堀慶太の解任の件

議題 2 取締役吾郷雅文の解任の件

議題 3 取締役白川文彦の解任の件

議題 4 取締役川村忠男の解任の件

議題 5 取締役富樫直記の解任の件

議題 6 取締役長沢伸也の解任の件

議題 7 取締役 4 名選任の件（取締役候補者：尾端友成、佐藤彩奈、菅原勝治、吉澤孝明）

2. 招集の理由（要旨）

請求人は、①2019 年 3 月期から 2022 年 3 月期までの当期連結純損失を計上する等、当社

の経営成績が「深刻な低迷状態」にあったこと等、「[当社] 経営陣の経営努力による株価の上昇が今後も一切見込めないことは明らか」であること、②当社において「女性を積極的に役員に登用していこうという機運は一切感じ取れ」ず、「企業価値の上昇という点からも、現体制の維持は百害あって一利なしと言え」ること、③当社の当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入及びその後の一連の対応について、「現経営陣の単なる保身に過ぎず、[当社] の企業価値を真に高めようとしている[請求人] 株主の行動を抑制するものである」こと、並びに、④当社が 2022 年 10 月 13 日付け「当社子会社に関する一部報道等について」で公表した当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）における従業員の過去の不正事案に関連して、当社「のコーポレート・ガバナンス体制は機能不全に陥っていたと言わざるを得ず、特に仲庭時計店の役員を兼任している長堀慶太氏及び吾郷雅文氏のコーポレート・ガバナンス体制構築義務違反ないし善管注意義務違反が強く疑われるところ」であること等を主張し、「[当社] が抱える様々な課題を克服し、[当社] の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を現経営陣に委ねることはできないと判断し」、臨時株主総会の招集を請求するとのことです。

Ⅲ 本請求に対する当社の見解について

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

なお、当社といたしましては、①2022 年 11 月 9 日付け「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」においても記載いたしましたとおり、令和 5 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間（2022 年 4 月 1 日～2022 年 9 月 30 日）においては、売上高は予想を若干上回り、販売費及び一般管理費は、これらを効率的に使用することで想定を下回る結果となったことから営業利益及び経常利益ともに予想を上回る結果となっていること、②請求人代表者も出席された、本年 6 月 29 日の開催の当社定時株主総会においても説明いたしましたとおり、女性役員の登用について前向きに検討していること、③当社株式の大規模買付行為等への対応方針についても、同定時株主総会において、過半数の株主の皆様のご賛同を得て承認されたものであって、請求人が主張するような現経営陣の保身目的のものではないこと（なお、これに関連して、請求人に対する 2022 年 11 月 4 日付け「回答及び質問状（10）」については、請求人から未だ回答を頂いていませんが、それ以外の当社と請求人との間の質問及び回答等については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nagahori.co.jp/>）に掲載しております。）、並びに、④仲庭時計店に関しても、2022 年 10 月 13 日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、不正事案発覚後は摘示・適切に対応してきたと考えていることから、請求人が招集の理由に記載している上記記載は事実と反するものと考えております。

以 上